

IV 化学物質による 環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	62
2. リスクコミュニケーション	63
(1) リスクコミュニケーションとは	63
(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は	64
コラム1 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「化学物質に関する情報提供」	65
コラム2 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「化学物質アドバイザー」	66
コラム3 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「GHS」	67
3. PRTR データの活用例	68
(1) NGO・NPO の取組	68
(2) D.Chem-Core（災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤） に触れてみよう！	69
(3) 地方公共団体・事業者の取組	72

1 市民・事業者・行政のそれぞれの役割

PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方公共団体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。



市民には、まず身の周りの化学物質に関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。PRTR制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

2 リスクコミュニケーション

PRTR制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

(1) リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかったら(**リスク評価**)、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理すること(**リスク管理**)が必要になります。

より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「**リスクコミュニケーション**」と呼んでいます。

市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張しては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。

リスク評価

化学物質の有害性とばく露の程度を評価する。



リスク管理

化学物質による人や動植物への悪影響が生じないように、適正な範囲にコントロールする。



リスクコミュニケーション

化学物質に関する情報をすべての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組む。



(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は

「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安」という方は、リスクコミュニケーションしたいと思われるかもしれません。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれだからです。

リスクコミュニケーションのない状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から市民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めれば良いのでしょうか。

1) 市民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めると良いでしょう。

事業者には必ず問合せ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「**環境報告書**^{※1}に掲載されている情報について解説してほしい」「**環境マネジメントシステム**^{※2}や**レスポンスブル・ケア**^{※3}の実施状況について説明してほしい」などと要請すれば対応してもらえることが多いでしょう。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。



また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼してみてください。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータを入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくとう�효的です。

最初から難しい議論をしようとせず、まずは「わからないことを聞く」、「自分たちが何を考えているかを知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。

2) 事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを持っていることもあります。おそらくは総務部門が担当していることと思いますので、環境安全部署の方は、すでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われます。

また、市役所等に相談し、町内会長など地域住民の核となる方の紹介を要請してみてください。



3) 行政からアクションを起こす

行政には、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明しリスクコミュニケーションを促すとともに、事業者や市民から「リスクコミュニケーションしたい」という手が挙がったら、積極的に協力しましょう。

※1 「環境報告書」については、116ページをご参照ください。

※2 「環境マネジメントシステム」については、116ページをご参照ください。

※3 「レスポンスブル・ケア」については、115ページをご参照ください。

化学物質に関する情報提供

● 化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」をホームページで公開しています。

ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

- ①物質名、別名、PRTR政令番号、CAS登録番号、構造式
- ②用途（その化学物質がどのように使用されているか）
- ③排出・移動（環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先など）
- ④環境中での動き（環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など）
- ⑤健康影響（人の健康への有害性についての記載、またはPRTR対象化学物質に選ばれる理由となった毒性等について）
- ⑥基本的な情報の一覧表（性状、生産量、排出・移動量、PRTR対象選定理由、環境データ、適用法令等）
- ⑦引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト



HP <https://www2.env.go.jp/chemi/prtr/factsheet/factsheet.html>

● かんたん化学物質ガイド

環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子形式で「かんたん化学物質ガイド」を環境省のホームページに公開しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、①生活編（総論編）、②乗り物編、③洗剤編、④殺虫剤編、⑤塗料・接着剤編が発行されています。



HP <https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

化学物質アドバイザー

化学物質やその環境リスクに関する話は、専門的になりがちで、市民には理解できないことも多々あります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持ってしまったりします。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を設けています。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではなくありません。この他に「身の周りの化学物質について」、「界面活性剤(洗剤)について」など皆さんの生活に密接に関わっている化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



化学物質アドバイザーに関するお問い合わせ先は下記URLで確認してください。



HP

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）

GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)とは、化学品の危険有害性(ハザード)ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するというものです。

GHSで分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などがあり、それぞれに危険有害性の程度に応じた絵表示(ピクトグラム)と、「危険」または「警告」という注意喚起のための表示(注意喚起語)などが決められています。さらに、ラベルには、「飲み込むと生命に危険」といった危険有害性情報、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられます。

GHSは、世界的に統一された分類・表示により、化学品の危険有害性をわかりやすくすることを目的とした仕組みであり、この制度の導入により、化学品による事故などを減らすことが期待されます。また、化学品を購入する時に、人の健康や環境に配慮した製品を選択することができるようになります。

具体的には、化学品の製造業者や輸入業者などが、GHSで決められた基準に従って化学品を分類し、表示を行っていくこととなります。販売業者や消費者などは、この分類表示により、身の周りにある化学品の危険有害性をより正しく知ることができるようになります。

また、それらの表示に従って化学品を正しく取り扱うことで、誤った取扱いによって引き起こされる事故などを防ぎ、人の健康及び環境の保護がより進むことが期待されます。

GHSの絵表示

 可燃性 / 引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む) エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体・固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物	 支燃性 / 酸化性ガス 酸化性液体・固体	 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
 金属腐食性化学品 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性	 高圧ガス	 急性毒性 (区分 1～区分 3)
 急性毒性(区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性(区分 3) オゾン層への有害性	 水生環境有害性 (急性区分 1、 長期区分 1、 長期区分 2)	 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 (区分 1、区分 2) 特定標的臓器毒性 (区分 1、区分 2) 吸引性呼吸器有害性

3 PRTRデータの活用例

(1) NGO・NPOの取組

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク(略称: Tウォッチ)

<https://toxwatch.net>

PRTRデータを市民が有効活用できるように、わかりやすく情報提供する市民のネットワークです(2002年任意団体として発足、2004年10月NPO法人として認可)。

PRTR情報を活用して、有害化学物質削減に取り組んでおり、ホームページ上のPRTR検索データベースでは、さまざまな検索方法でPRTR届出情報の閲覧や比較をすることができます。



例) 個別の工場や会社を
名称・業種・住所で検索 など

エコケミストリー研究会

<http://www.ecochemi.jp>

1990年に「化学物質と環境との調和」という目標を掲げて設立され、幅広い立場の人が化学物質に関する最新情報を共有し、意見交換できる場を提供しています。

ホームページ上のPRTR情報には、リスクの高い地域や物質がわかる「市区町村別の毒性重み付け排出量」とその順位や原因物質、自主管理の目標となる「環境管理参考濃度」、対象化学物質の「用途や毒性・物性」などがわかりやすく掲載されています。



この他にもさまざまな団体で活動が行われています。

(2) D.Chem-Core (災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤)に触れてみよう！

1 D.Chem-Core(ディーケムコア)とは

① D.Chem-Coreが開発された背景

D.Chem-Coreは、災害・事故等により化学物質が環境中に排出された際に、環境リスクへ対応するための有用な情報を効率的に入手する情報基盤として活用されるよう、国立研究開発法人 国立環境研究所が開発したウェブサイトで、誰でも自由に利用できます。

利用者としては、主に行政担当者や専門家が想定されていますが、事業者や市民を交えたリスクコミュニケーション等の場においても活用することができます。

災害・事故時に突発的に化学物質が漏えいや流出等した場合は、平時の場合と異なり、行政担当者や専門家は迅速かつ、さまざまな対応が求められます。特に近年、自然災害が頻発化し被害が甚大化しており、緊急時への備えと緊急時の対応力強化が重要になっています。

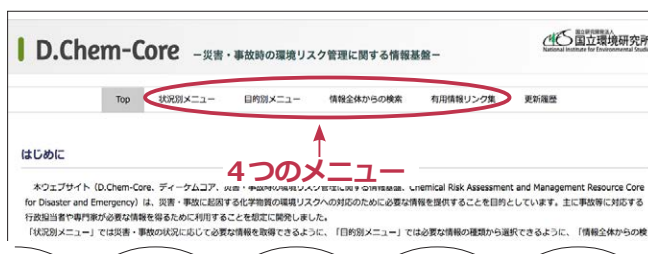
② D.Chem-Coreでできること(機能)

D.Chem-Coreの利用により、緊急時における以下の対応力強化が期待できます。

1. 対策が必要な化学物質を特定すること
2. リスクの時間的・空間的及び質的な特徴を迅速に把握すること
3. 実態解明のための手法を入手すること

使い方は、事例の発生前から事後に至るまでさまざま

で、例えば、排出された化学物質の毒性を調べること、また、国土交通省が公開しているハザードマップポータルサイトと位置情報を共有して浸水リスクの高い地区内の取扱事業所を調べるといった活用もできます。

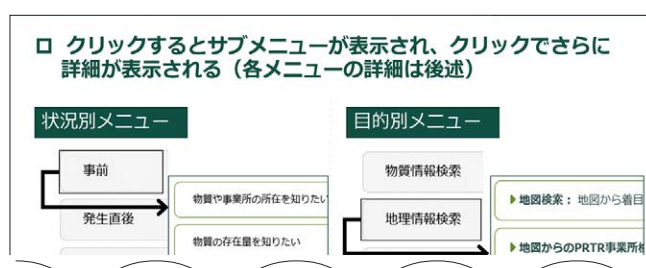


具体的にD.Chem-Coreを見ていきましょう。

2 D.Chem-Coreの概要・特徴

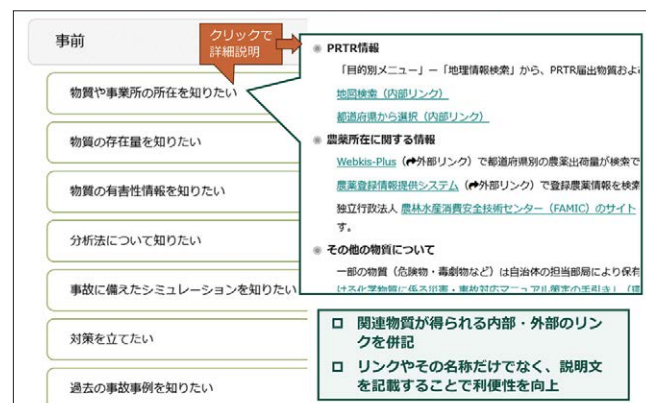
災害・事故時等への備え、緊急時におけるさまざまな状況に対応できるよう、上図および以下のとおり大きく4つのメニューから構成されており、利用者のさまざまなニーズに対応できます。

サブメニューを選択すると、簡単な説明とともにシステム内の該当ページへのリンクや外部の有用なサイトへのリンクが表示され、情報を効率よく確認できます。



【状況別メニュー】

「事前」、「発生直後」、「調査・検討」、「事中の対策」、「事後の対応」という5つの状況・局面に応じたメニューとなっており、さらにサブメニューとして、「物質の有害性情報を知りたい」、「何が排出されているか分からない・物質を特定できない」など、実際の状況や必要な情報が分かりやすい表現で並べられています。



【目的別メニュー】

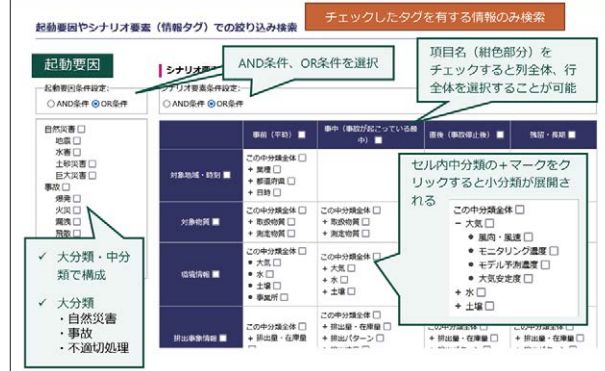
「物質情報」「地理情報」「分析法」「曝露予測」「発災シナリオ」とケーススタディ」「除去技術」という6つの情報種類別にメニューがあり、どこにどんな化学物質を扱う工場等があるか、その化学物質はどのようなものかを調べることができます。

【情報全体からの検索】

排出等の事象に関する情報には、その原因となる要因（地震、事故などの起動要因）や時間軸（発生直後、事中などのシナリオ要素）などの分類があります。また、発災後に分析やモニタリングが必要になる場合もあります。このメニューでは、そうした状況に応じてタグで絞り込み、より具体的に該当する情報だけを効率的に取り出すことができます。

【有用情報リンク集】

有用情報へのリンクが目的別・事象別に掲載されています。



3 D.Chem-Coreに触れてみましょう

突発的な化学物質排出に対しては、災害・事故等が発生した時だけでなく、「平時」から備えておくことが重要です。D.Chem-Coreにあらかじめ触れておくことで、事前に対策を立てておくことができるだけでなく災害・事故時にもスムーズに利用することができます。

D.Chem-Coreは事業者・市民を含めて利用者の多様なニーズに対応できますが、今回は、行政担当者が利用されることを想定しながら紹介します。リスクの所在や大きさ、対策の検討など、災害・事故等で想定される状況等を確認してみましょう。

① どこで、どのような化学物質が、どれくらいの排出量や在庫量があるのかを調べてみましょう

災害・事故等が発生した時に対策が必要になる可能性のある化学物質を調べてみましょう。物質名から調べるアプローチと、地理情報から調べるアプローチがありますが、PRTRデータを活用した事例として、ここでは後者を紹介します。

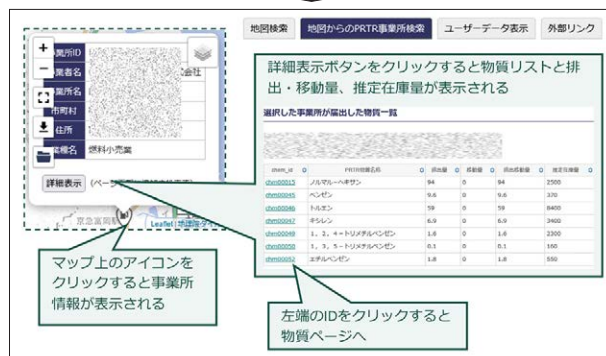
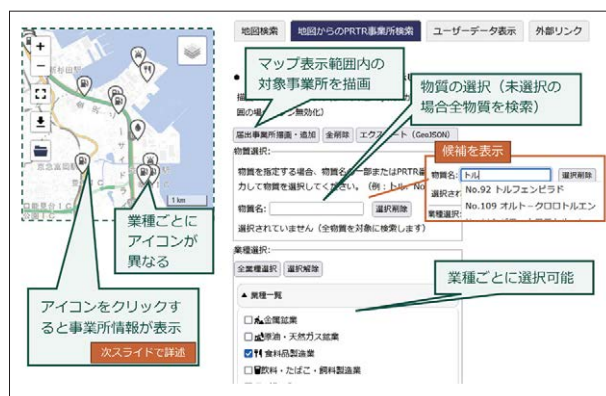
「目的別メニュー」→「地理情報選択」→「地図からのPRTR事業所検索」へと進みます。

地図上に表示された届出事業所のアイコンは業種毎となっており、業種で絞り込むことも可能です。

アイコンをクリックすると、バルーンが表示され事業者・事業所名などが確認できます。さらに、バルーン内の「詳細表示」をクリックすると、ページ下部に届出された物質の排出・移動量、当該物質の推定在庫量を一覧で確認することができます。

推定在庫量は、平時の排出・移動量とは異なり、災害・事故時等に飛散・漏えい・流出する可能性がある最大値を推定したものであり、有用な情報です。

なお、地図情報からは、洪水・高潮・津波浸水想定ハザードマップを表示することなどもできます。また、近傍のアメダスデータの表示、周辺の河川データの表示、GeoJSON等の地理データのインポート・エクスポート、ユーザーが作成した地点データ(txt形式、xlsx形式)の地図上での表示機能などもあります。



② 物質の有害性情報を調べてみましょう

前項の図のとおり、物質の左端のIDをクリックすることにより、有害性情報を確認できます。さらには、当該物質の除去技術等の情報を入手することもできます。

「目的別メニュー」→「物質情報検索」で物質を検索し、個別物質情報ページから検索することもできます。

化学物質の情報一覧

選択した化学物質に関連した情報を表示するページです。

基本情報

chem_id: chm00046	name_j: トルエン	webkls_id: YOK00017	mtrl_no: 3-0002	pac_name: Toluene	ptrr_no: 300
-------------------	--------------	---------------------	-----------------	-------------------	--------------

毒性情報

本物質の毒性情報を収録している場所、ガイドライン等の適宜を掲載した表が表示されます。なお、情報源のページから全ての物質を収録している訳ではないため、ここで表示されない物質についての情報もデータベースに存在する可能性があります。

CERPAR(ARL) (急性経口ガイドライン濃度) を表示します。ARLの概要は日本語、本物質についてはの標準値に基づき国際単位リットルからARLのページをご覧頂くください。

単位	(ppm)	10 min	30 min	60 min	4 hr	8 hr
ACG1:	G7	G7	G7	G7	G7	
ACG2:	1400	700	350	310	250	
ACG3:	10000	3200	1700	1800	1400	

▼ 注釈

- 有毒化学物質の緊急時モニタリング実施指針（文一）より

第20回環境対策協議会（2011年7月）で緊急時モニタリングに関するナイス・バイ・セーフションの内容が取り決められております。（出典：環境化学21（3）、2011、vi - xxxix）

単位	(mg/m ³)
緊急時の基準	0.8
容許暴露限度	20

③ 物質のカテゴリから該当する物質を抽出してみましょう

「目的別メニュー」→「物質情報検索」→「カテゴリからの検索」に進みます。

今回は、一例として人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのある化学物質は何があるか、さらには、その有害性情報や除去技術等を確認してみましょう。

分類種別を以下のように選択していき、「リストの表示」を押下します。

1. GHS分類(健康・生態影響)のある物質を確認したい
2. 健康有害性のある物質を確認したい
3. 中でも急性毒性(経口)のある物質を確認したい
4. 飲み込むと生命に危険のある物質を確認したい

表示された物質リストの一覧から、物質左端のIDをクリックすると、②と同様に有害性情報や除去技術等に到達・入手することができます。

物質情報検索 > カテゴリからの検索

注：「目的メニュー」の「分析結果表」で利用している物質カテゴリは分析法の取り込みを目的とした情報であり、物質を取り込むための情報源としては不適切な（あるいは誤解を招く）可能性があるため本ページのカテゴリには利用していません。

分類の選択 1

分類別を選んでください。選択可能な分類リストが表示されます。階層構造を有する分類にも対応しています。

GHS分類（健康・生態影響）▼

reference：「政府によるGHS分類結果」独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）より取得・整理（一部、名称等を簡略化）

健康有害性

水生環境有害性

>

特定の臓器毒性

急性毒性（経口）

眼・皮膚刺激性

急性毒性（経皮）

皮膚腐食性/刺激性/感作性

>

飲み込むと有害

飲み込むと有害なおそれ

飲み込むと生命に危険

飲み込むと有害

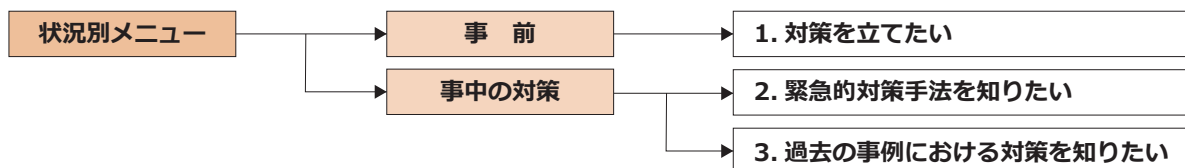
飲み込むと有害

>

より細かい分類なし

④ どのような対策があるか確認してみましょう

対策の確認には複数のアプローチがあります。ここでは、「状況別メニュー」からの代表例を紹介します。



1. 対策を立てたい
事象毎の対策マニュアルを網羅的に確認することができます。
2. 緊急的対策手法を知りたい
事中において、拡散防止・除去対策等の緊急的対応手法を確認することができます。
3. 過去の事例における対策を知りたい
自然災害や事故等の起動要因にチェックしたり、事前(平時)や事中等のシナリオ要素の条件をチェック・設定し、ページ下部の「抽出事象」をクリックすることで、過去事例のリストを確認することができます。

いかがでしたか。D.Chem-Coreに平時から触れ、化学物質漏えいや流出を伴う災害・事故等への備えに是非活用してみてください。

【ウェブサイトの概要】 公開場所: 国立研究開発法人 国立環境研究所

URL:<https://www.nies.go.jp/dchemcore/>



【照会先】環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

(3) 地方公共団体・事業者の取組

1) 埼玉県における「環境コミュニケーション」の取組

埼玉県では、化学物質の管理を含む環境分野を対象にした「企業(事業者・事業体)・住民・行政によるリスクコミュニケーション」を「環境コミュニケーション」という名称で活発な活動が行われています。

企業が事業活動として取り組んでいる環境活動の情報を地域住民等に発信し、情報の共有と意見交換により、良好な関係を築き、共存していくことを目指しています。

「環境コミュニケーション」の実施状況

県下における環境コミュニケーションは、もともとは県が主体となって開催をはたらきかけてきましたが、現在では事業者によって主体的に運営されるようになり、県は事業者・市民による活動を支援する立場で参画しています。

毎年多くの事業者・事業所で実施されており、2023年度は9件実施されています。下表はその一例です。

事業者は、環境コミュニケーション活動を通じて地域住民が日ごろから事業活動に対して感じている生の声を聴くことができ、地域住民の理解・協力を得られる企業として今後の取組に役立てることができるというメリットを感じています。

埼玉県環境整備センターにおいては、地域住民の監視活動等によって寄せられた指摘や意見を運営の改善に役立てられています。

<2023年度 埼玉県下での環境コミュニケーション実施状況の一例>

事業者・事業体	実施内容
A株式会社	事業者による環境負荷の低減策(CO2や揮発性有機化合物(VOC)排出量削減)への重点取組の説明や工場見学、化学物質アドバイザーを招いての講演と近隣住民との意見交換を実施。
B株式会社	事業活動に関する環境対策実施状況や、排出規制よりも厳しい自主目標管理の対応状況についての説明と質疑応答を実施。その後、意見交換を兼ねて社員食堂で昼食。
C株式会社	工場の環境保全(水質、大気、騒音、化学物質、温暖化対策)に関する取組、防災体制、社会貢献活動について説明するとともに、近隣住民との意見交換を実施。
埼玉県環境整備センター	県内の市町村・中小企業などのために廃棄物の広域的埋立事業を行う県直営の施設。地域住民で構成された監視員立ち会いの下、埋立作業の監視に加え、県による環境調査結果の説明及び質疑応答・意見交換を実施。夏休みには、彩の国資源循環工場と連携し、メガソーラー等の親子見学会も実施。
彩の国資源循環工場内 廃棄物リサイクル工場各社	彩の国資源循環工場は公共関与による総合的「環境循環型モデル施設」。地域住民で構成された監視員に環境調査結果の説明、廃棄物リサイクル作業の監視、質疑応答・意見交換を実施。



県による企業の環境コミュニケーション活動をサポートする取組

埼玉県では、事業者・住民向けにさまざまなメニューを用意して環境コミュニケーションの開催を支援しています。

①「環境コミュニケーション活動ガイドブック」の作成・配布:事業者向け

企業の環境活動の情報を発信するための手段と、日常的なコミュニケーション活動の実施例、ホームページへの掲載例や案内文書等の作成例を紹介しています(全20ページ)。

②「環境コミュニケーション研修会」の開催:事業者向け

グループ演習を通してコミュニケーションスキルを学ぶ研修会をさいたま市と共催で毎年開催されています。2023年度は、本年2月7日に対面開催で17名の事業者が参加され、環境関連事故に対する住民の声への対応ワークショップ・模擬対話が実施されました。

③「化学物質アドバイザー」の活用:事業者・県民向け

環境コミュニケーション研修会などにて、化学物質アドバイザーを招いてインタープリターとして活用される等、例年、全自治体の中で最も活用実績があります。2023年度は3回活用されています。

④「化学物質対策セミナー」の開催:事業者向け

化学物質の適正管理とVOC排出削減の自主的取組に向けた事業者支援を目的として毎年開催されています。2023年度は、11月10日に対面会場(50名)・オンライン(542名)のハイブリッドで開催されました。

⑤ 県民向けパンフレット「化学物質と私たちの暮らし」の作成・配布:県民向け

化学物質とは何か、化学物質のリスクの考え方、化学物質と上手につき合う方法等をまとめた県民向けパンフレットです(2024年3月発行、全8ページ)。県職員が生涯学習講座や企業の社内研修等に出向く県政出前講座「化学物質と私たちの暮らし」も案内されています。



2) 川崎市・横浜市の特徴のある化学物質対策と連携した取組

川崎市と横浜市は、京浜工業地帯の中核都市として隣接していることから、その地域特性に即した化学物質対策に取り組むとともに、隣接都市として市民の安全・安心や環境影響の未然防止に向けて、事業者向け「化学物質対策セミナー」、市民向け「化学物質市民セミナー」を2014年度より両市の共催で毎年開催しています。なお、2023年度の化学物質対策セミナーは、2025年3月末までHPにて動画も配信しています。

【川崎市の取組】：リスク評価手法を活用した化学物質管理による計画的対策の実行

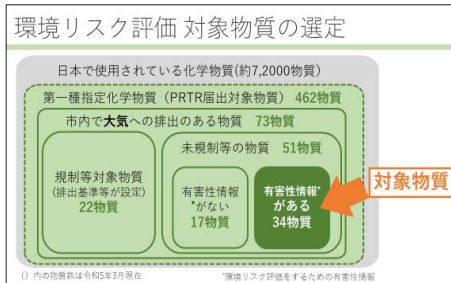
川崎市は、京浜工業地帯の中核として発展し、化学工業等の工場が集積しており、国内外の産業発展に貢献しています。

市内における化学物質の環境への総排出量は、事業者による自主的な化学物質の適正管理等により大幅に削減されてきていますが、近年の削減量は鈍化傾向となっている現状を踏まえ、これからの化学物質対策として「排出量+環境リスク」に焦点を当て、(1)総排出量を増加させない取組を継続するとともに、(2)環境リスク低減に向けた「環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進」の両面から取組を推進することとしました。

これらの取組については、2022年3月に策定した「川崎市大気・水環境計画」に位置付けるとともに、取組の推進にあたっては、環境リスク評価の方法や物質選定に関する基準等、専門的かつ幅広い見地が求められるため、川崎市環境審議会に2022年5月に諮問し、11月に答申を受けました。その取組のプロセスは以下のとおりです。

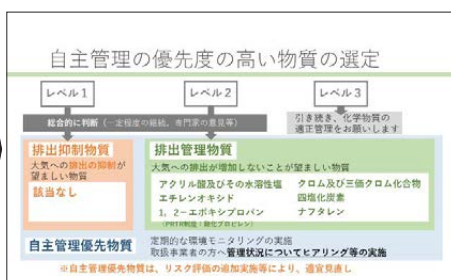
①環境リスク評価対象物質の選定

PRTR届出対象462物質(2023年3月時点)のうち、川崎市内で大気への排出のある73物質を抽出し、右図のとおり大気汚染防止法等の法令等による規制対象物質を除く51物質のうち、有害性情報がある34物質を「環境リスク評価対象物質」として選定しました。



②環境リスク評価による自主管理優先物質の選定

環境リスク評価対象34物質について、「化学物質の環境リスク初期評価」(環境省)等を活用した有害性評価と、川崎市内の大気環境濃度の実態調査やPRTRデータに基づいた濃度予測により環境リスク評価を行い、事業者による自主的な管理の優先度が高い化学物質を「自主管理優先物質」※として、「排出抑制物質」と「排出管理物質」に分類し、川崎市が選定します。2023年1月に、排出抑制物質は該当なしとし、排出管理物質として6物質を選定しました。



※自主管理優先物質の分類

排出抑制物質	事業者による自主的な管理の優先度が特に高く、大気への排出の抑制が望ましい化学物質
排出管理物質	事業者による自主的な管理の優先度が高く、大気への排出が増加しないことが望ましい化学物質

③自主管理優先物質の周知、取扱事業者へのヒアリングと情報提供

川崎市は、ホームページや環境リスク評価取組パンフレット(化学物質の『量』と『質』)に着目した取組について、情報を広く周知しています。

排出管理物質取扱事業者に対しては、当該物質の管理状況等のヒアリングを行い、事業者に自主的な化学物質の適正管理を求めるとともに、取組を支援するため市内の環境リスクに関する情報提供等を行っています。

また、ヒアリングで把握した事業者の取組の中で他の事業者に参考にしていただきたい取組は、事例集としてホームページに公開しています。

【横浜市の取組】：災害に備えた化学物質対策

近年、全国的な地震や水害の大規模災害の発生により、化学物質が漏えい等する事故が発生しています。

人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある有害化学物質が、災害等に伴って環境中に飛散、漏えい、流出するような二次災害を防止するため、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき定めた「化学物質の適正な管理に関する指針」にて、平常時からの未然防止対策と化学物質漏出を伴う事故に対する行動について規定しています。化学物質を取り扱う事業者に対し、日常の適正管理はもちろんのこと、具体的な作業手順を提示して災害への備えを促しています。



